学童保育システムの再構築及び
運用保守委託に係る
プロポーザル募集要領

令和８年１１月

練馬区

目次

1　目的 1
2　委託業務の概要 1
3　応募資格及び欠格条項 2
4　選定方法 3
5　参加申し込み 3
6　質問の受付及び回答 4
7　提案書等の作成・提出方法 4
8　審査 5
9　評価項目 6
10　契約締結交渉 7
11　情報公開 7
12　停止条件等 7
13　その他 8
14　問い合わせ・書類提出先 8

1　目的

本要領は、学童保育システムの再構築及び運用保守業務の受託者を、価格のみによらず技術力や実績等の様々な観点から選定を行う方式（以下、プロポーザルという。）により決定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2　委託業務の概要

練馬区立学童クラブ及び練馬区立ねりっこ学童クラブ並びに待機児童対策事業である「ねりっこプラス」の登録児童・待機児童の管理及び保育料の賦課・収納管理業務に必要な機能を、最新のパッケージソフトによる学童保育システム（以下「新システム」という。）として再構築し、現在稼働中のシステムからデータ移行を行うこと。また、履行期間内の新システムの運用保守を行うこと。

（詳細は別紙１「仕様書」参照）

（１）履行期間

令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで

ただし、新システムの構築及びデータ移行等準備委託については、令和９年４月１日から令和９年 11 月 30 日までとする。また、新システムの運用保守委託については、令和９年 12 月１日から令和 10 年３月 31 日までとする。

なお、新システムの運用保守委託は、年度ごとに履行状況等の評価を行い、良好であると評価された場合、最高４回（初年度を含めて最長で５か年度）まで単年度契約を更新する場合がある。

（２）概算経費

金 24,120,000 円（税込）　…　令和９年度の「履行期間」に係る概算経費

なお、新システムの運用保守委託を最高４回まで更新を行った場合の初年度を含む５か年度の概算経費の総額は、30,799,000 円（税込）とする。

概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。

（３）最低制限価格

本件契約では、最低制限価格を設定し当該価格を下回る見積価格の提案は失格とする。

最低制限価格は、契約優先交渉先の決定以前は非公表とする。

3　応募資格及び欠格条項

（１）応募資格

次の条件を全て満たすこと。

① 人口規模 30 万人以上の地方公共団体において、過去５年間で学童保育システム（学童クラブの保育料に係る収納管理・調定管理・住記連携等の運営に必要なトータルサポートシステム）の導入・運用実績を有していること。

② プライバシーマーク認証を取得していること。

③ 練馬区での入札参加資格を有していること。

④ 別紙２「情報の保護及び管理に関する特記事項」、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年５月法律第 57 号）、その他関係法令等で求められる個人情報の安全管理措置を遵守できること。

⑤ 別紙３「外部サービス選定基準」について、全ての項目を満たしている、またはサービス運用開始までに満たす見込みであること。

（２）欠格事項

つぎのいずれかの事項に該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当するもの。

② 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和 61 年４月１日練総経発第 394 号）による指名停止期間中であるもの。

③ 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成 22 年８月２日 22 練総経第 335 号）による入札参加除外措置期間中であるもの。

④ 法人事業税（地方法人特別税を含む）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの。

⑤ 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第１項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第１項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にあるもの。

4　選定方法

（1）日程（予定）

	事　項	日　時
1	公募開始	令和８年 11 月 16 日（月）
2	プロポーザル参加申し込み期限	令和８年 12 月 1 日（火）午後５時まで
3	質問受付期限	令和８年 12 月 1 日（火）午後５時まで
4	質問に対する回答	令和８年 12 月９日（水）
5	提案書等の提出期限	令和８年 12 月 16 日（水）午後５時まで
6	一次審査（書類審査）結果通知	令和９年 1 月８日（金）
7	デモンストレーション	令和９年 1 月 13 日(水) ※事業者の申出による変更を可能とする。 詳細は本要領８(３)を参照すること。
8	二次審査（プレゼンテーション）	令和９年 1 月 18 日（月）
9	審査結果通知	令和９年 1 月下旬
10	契約締結・準備委託開始	令和９年４月 1 日予定

（2）説明会

説明会は開催しない。

5　参加申し込み

（1）参加申し込み時の提出書類

本件プロポーザルに参加を希望する者は、以下の書類を提出すること。

① プロポーザル参加申込書（様式アを使用すること）
会社概要パンフレット等がある場合、参加申込書とあわせて提出すること。

② 本要領３(1)に規定する学童保育システム導入実績を確認できる書類。

③ プライバシーマークの認証を確認できる書類

④ 直近４か年度の決算書類のうち税務申告書類一式（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等）またはそれに代わるもの

⑤ 直近４か年度の営業報告書または事業概況書またはそれに代わるもの

（2）参加申込書等の提出方法

上記書類は綴じずに、「14 問い合わせ・書類提出先」へ持参もしくは郵送（宅配便等含む）で提出すること。

持参する場合の受付時間は、午前９時から午後５時まで（土・日・祝日除く）とし、提出時に資料の確認をするので、来庁前に電話連絡すること。

（３）参加申込書等の提出期限

令和８年 12 月１日（火）午後５時まで（必着）

郵送の場合は追跡可能な方法で発送し、発送時にメールまたは電話連絡すること。

（４）参加申し込みの辞退

参加申込書等の提出後、参加を辞退する場合は「辞退届」（様式イ）を提出すること。

6　質問の受付及び回答

本件についての質問を以下のとおり受け付ける。

（１）受付期間

プロポーザル参加申込書提出後から令和８年 12 月１日(火)午後５時まで

（２）質問方法

質問書（様式ウ）を用いること。質問書（所定の様式以外は不可）は、Excel データ及び PDF に変換したデータを電子メールに添付して「14 問い合わせ・書類提出先」へ送信し提出すること。

電子メールの件名は、「【事業者名】学童保育システムプロポーザル質問」とし、電子メール送信後、電話による受信確認を行うこと。

（３）回答方法

本件に参加申し込みを行った事業者（以下、「参加者」という。）全員に電子メールで回答を送付する。

回答は、全ての質問への回答を一覧として作成し、参加者全員に送付する。各質問の質問者は公表しない。

回答予定日は、令和８年 12 月９日（水）とする。

7　提案書等の作成・提出方法

参加者は、本募集要領、仕様書及び別紙４「提案書等作成要領」に基づき提案書等の提出書類を提出すること。

（１）提出書類

① 提案書
② 見積書（様式エ）
③ 個別要求機能一覧（別紙５）
④ 法人事業税、法人税、消費税の納税証明書（未納税額が無いことの証明、直近１年分）

⑤　東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格受付票の写し（裏面印鑑証明部分も含む）

（２）提出部数

①～③　　原本　７部
④、⑤　　原本　１部

（３）提出方法

提出書類は、綴じずに、「14 問い合わせ・書類提出先」へ持参もしくは郵送（宅配便等含む）で提出すること。いずれの場合も提出期限まで必着とする。

※　持参する場合の受付時間は、午前９時から午後５時まで（土・日・祝日除く）とする。提出時に資料の確認をするので、来庁前に電話連絡すること。

※　郵送する場合、追跡可能な方法で送付のうえ、発送時にメールまたは電話にて連絡すること。

（４）提出期限

令和８年 12 月 16 日（水）午後５時まで（必着）

8　審査

（１）要件確認

参加者の提出書類に不足がなく、本要領、仕様書、別紙４「提案書等作成要領」に定める要件を満たすことを確認する。

提出書類が要件を満たさない参加者は、失格としその後の審査は行わない。

（２）一次審査（書類審査）

要件確認後、別に定める評価項目について一次審査を行う。参加者多数の場合、一次審査の評価点上位３社程度を一次審査通過者として決定する。

一次審査結果は、令和９年１月８日(金)に電子メールで通知し、後日書面で正式文書を発送する。

（３）デモンストレーション

一次審査通過者は、練馬区役所においてデモンストレーション（以下、デモ）を実施すること。実施方法は原則として対面方式とする。ただし、デモ実施に必要な環境、機器等を参加者の負担により準備できる場合には、オンライン実施も可とするが、必ず事前に協議し区の承諾を得ること。

デモの内容は二次審査における評価の参考とする。

【デモ実施日時】

令和９年１月 13 日(水)とする。詳細な日時は区が個別に指定し通知する。

指定日時での実施が困難な場合は、1月12日(火)正午までに、「14　問い合わせ・書類提出先」まで電話連絡すること。

（4）二次審査（プレゼンテーション）

参加者は、提案書等のプレゼンテーション・ヒアリングに対応すること。約35分（プレゼンテーション15分、ヒアリング20分）を予定している。

【審査日程】　令和９年１月18日（月）

【実施時間】　一次審査通過者に対して個別に通知する。

一次審査・二次審査の評価点合計が全配点の６割以上であって、評価点が最上位の参加者を本件契約の優先交渉先として決定する。

二次審査結果は、令和９年１月下旬に個別に通知する。また、優先交渉先に決定した事業者は、区ホームページに公表する。

9　評価項目

（1）１次審査

評価項目	評価基準
事業の継続性、安定性	経済産業省のローカルベンチマークによる経営診断結果を別に定める基準により５段階で評価する。
主たる事務所の所在地	事業者の法人登記上の主たる事務所の所在地が練馬区にある場合に評価点を付与する。
導入実績	人口規模 30 万人以上の地方自治体における学童保育システム（同種システムを含む）の導入実績
機能要件	区が求める機能の実装割合
見積価格	概算経費（５か年計）に対する見積価格の割合を別に定める基準により評価する。

なお、第１次審査の結果は第２次審査に持ち越すものとする。

（2）2次審査

評価項目	評価基準
実施体制	・　システム再構築における事業者の実施体制 ・　旧システムからのデータ移行の実施体制、データ検証体制 ・　システム運用保守の実施体制 ・　障害発生時の原因特定、復旧作業の体制
操作性	・　システムデモにおける操作性 ・　応答速度、一括処理時間等 ・　手動登録時の誤入力対策 ・　区が求める統計情報の確認、出力、印刷の容易さ
情報セキュリティ体制、個人情報保護等	・　情報セキュリティ確保の体制 ・　個人情報保護の体制
その他機能	・　将来の制度変更、料金体系の変更等に対する拡張性 ・　システムの基本機能の追加等への対応
プレゼンテーション	・　説明の分かりやすさ、受託への熱意 ・　質疑応答における対応の的確性

1次審査と2次審査の評価点合計が、配点合計の6割未満の場合、優先交渉先とすることはできないものとする。

10 契約締結交渉

① 区は、優先交渉先と契約締結交渉を行う。

② 区は、優先交渉先との契約締結交渉が不調となった場合又は本要領13①に定める事由により優先交渉先が失格となった場合、1次審査と2次審査の評価点合計が全配点の6割以上であって、次順位の事業者と契約締結交渉を行うことができるものとする。

11 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、別紙6「プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準」に基づき取り扱うものとする。

なお、提出された提案書等の一部または全部を、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物として、同法第18条第3項第3号前段かっこ書に規

定する別段の意思表示をする場合には、提案書等に意思表示する旨及び該当箇所を明記すること。

12 停止条件等

本件プロポーザルによる契約締結は、令和９年第一回練馬区議会定例会において、令和９年度当初予算が可決成立されたときその効力を生ずるものとする。従って当該予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。

13 その他

① 本要領に記載するほか、参加者が下記に該当する場合は失格とする。
- 別紙５「個別要求機能一覧」に示した要求機能への対応可否について、「要求機能の区分」が「★」である機能に１つ以上「対応は困難」と回答した場合
- 契約締結前に区からの指名停止処分を受けるなど、本要領３(2)欠格事項に該当するに至った場合、あるいは、その事実が判明した場合
- 本プロポーザルの公正な執行を妨げた場合
- 虚偽の提案（参加申込を含む。）をした場合
- 公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した場合

② 提出期限後における提出書類の差し替え及び再提出は原則として認めない。
③ 本件の参加に関して必要となる費用は応募者の負担とする。
④ 応募書類等は、電子媒体を含め返却は行わない。
⑤ 提案書以外にも、必要に応じて他の資料の提出を求める場合がある。
⑥ 提案書等の著作権は、各参加事業者に帰属する。
⑦ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。

14 問い合わせ・書類提出先

練馬区教育委員会事務局　こども家庭部 子育て支援課 学童入会係　本田
〒176-8501　練馬区豊玉北六丁目１２番１号
電話：０３－５９８４－１５１９（直通）
E-mail：KOSODATE@city.nerima.tokyo.jp